

人材確保対策広告費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、人材確保のために広告掲載等を行った場合、当該広告費用の一部を助成することとし、人手不足の解消に向けた人材確保・採用を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、令和6年2月1日から令和6年12月末日までに実施し、支払を完了した、千葉県内の営業所で募集する人材確保・採用に係る、新聞折込広告及び求人サイト等の広告に要した費用とする。

但し、新規入会事業者は、入会日から令和6年12月末日までに実施したものととする。

(助成金額)

第4条 助成金額は一事業者当り当該広告費用（千円未満切り捨て、消費税を除く）の範囲内で上限150,000円までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和6年度人材確保対策広告費助成実績報告書」により、令和7年2月6日午後5時までに申請を行うものとする。

なお、郵送による申請の場合は、令和7年2月6日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第6条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第7条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和4年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和5年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和6年4月1日より実施する。

【別表】申請受付日別助成金交付日

申請受付日	交付日
6月～7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～2月	当該年度 3月末